

令和6年度 第1回
交野市大字郡津財産区有地活用事業
(事業用定期借地)一般競争入札実施要領
(郵便型入札)

入札に参加される方は、この実施要領の内容を十分ご確認のうえ、お申し込みください。

●入札参加申込期間

令和6年12月20日(金)～令和7年1月31日(金)

●入札期間

令和7年2月10日(月)～令和7年2月20日(木)

●開札日時

令和7年2月21日(金)午前10時から本館2階 第2会議室

交野市大字郡津財産区事務局
(交野市 総務部 地域振興課内)

目次

ページ

■ 交野市大字郡津財産区有地活用事業(事業用定期借地)郵便型一般競争入札の流れ……………	1～3
■ 交野市大字郡津財産区有地活用事業(事業用定期借地)郵便型一般競争入札実施要領	
1 貸付物件 ……………	4
2 使用目的及び契約条件等 ……………	4
3 入札参加者の資格 ……………	5
4 貸付の期間 ……………	6
5 貸付料 ……………	6
6 登記について ……………	7
7 入札参加申込・受付 ……………	7
8 入札必要書類の送付 ……………	8
9 入札保証金の納付 ……………	8
10 入札の方法 ……………	9
11 開札 ……………	10
12 入札の無効 ……………	10
13 契約の手続き ……………	11
14 契約保証金の納付 ……………	11
15 貸付料の改定 ……………	11
16 その他の注意事項 ……………	12
■ 様式	
様式第1号 一般競争入札 入札参加申込書兼誓約書及び別紙 ……………	13～14
様式第2号 委任状及び別紙 ……………	15～16
様式第3号 土地利用計画書 ……………	17
■ 記入例	
様式第1号 記入例 ……………	18
様式第2号 記入例 ……………	19
■ 事業用定期借地権設定契約覚書(案) ……………	20～25
■ 物件案内(物件調書等)……………	26～44

入札参加申込みの受付

申込期間等

令和6年12月20日(金)午前9時から～令和7年1月31日(金)午後5時まで

上記の参加申込期間中に、インターネットフォーム(7ページに記載の URL)より申請してください。

※インターネットによる手続きで申込みが完了するため、紙書類の提出は不要です。

インターネットの専用フォームを用いた申請方式の運用開始に伴って、紙の郵送または持参による申請、受付を原則廃止とします。

※電話等での受領確認は行いません。

申込書類

(1) 入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)

(2) <個人の場合>住民票抄本・印鑑登録証明書

・身分証明書(本籍地の市区町村で発行する証明書) 各1通

<法人の場合>登記事項証明書(現在事項全部証明書)・印鑑証明書 各1通

(3) 委任状(様式第2号、代理人による入札及び契約を希望する場合のみ)

(4) 土地利用計画書(様式第3号)

※(1)(3)(4)の様式は、本市ホームページよりダウンロードしてください。

※(2)は発行後3ヵ月以内のもので、共有名義の場合は共有者全員のもの。

PDF等の電子媒体で提出してください。

※(4)は、本件土地利用の用途、提供するサービスや物販等の内容及び計画図を記載してください。本入札実施要領の2. 使用目的及び契約条件等の内容を満たしていない場合は、入札に参加することができません。

入札参加の資格を満たしていない場合は、令和7年2月5日(水)に電話又は電子メールで入札に参加できない旨を連絡いたします。

※入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑を入札書及び契約に使用してください。

質疑受付及び回答

募集内容等について質疑がある場合は、令和7年1月14日(火)までに地域振興課へ書面または電子メールにて質疑書(任意様式)を提出して下さい。

質疑回答書は令和7年1月17日(金)に市ホームページへ公開する予定です。

交野市総務部地域振興課(財産区事務局) Email : sinkou@city.katano.osaka.jp

入札必要書類等の送付

入札参加資格審査後に、入札参加者に必要な次の書類を郵送します。

(令和7年2月6日以降予定)

- (1) 入札参加申込書兼誓約書(写し)
- (2) 入札書
- (3) 入札保証金請求書
- (4) 入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書
- (5) 入札書提出用封筒
- (6) 入札関係書類送付用封筒



入札保証金の納付

入札保証金は、入札書の提出日までに入札しようとする価格の100分の5以上の金額を「入札保証金請求書」により、交野市大字郡津財産区が指定する銀行口座へ支払ってください。

【入金時の手数料は入札参加者負担となります。】



入 札

入札期間

令和7年2月10日(月)～令和7年2月20日(木)午後5時30分まで(必着)

上記の入札期間中に、下記の入札書類を郵送(簡易書留)してください。(持参可)

送付先

〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号 交野市役所 地域振興課(財産区事務局) 行
※直接持参の場合は、交野市役所本館2階地域振興課(1番窓口)までお越してください。

【受付時間:午前9時～12時、午後1時～5時30分まで、土・日・祝日は受付できません。】

入札書類

- (1) 入札書(入札書提出用封筒に封入すること)
- (2) 入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書
- (3) 入札保証金領収証書(コピー) ((2)の裏面に貼付すること)



開 札

開札日時

令和7年2月21日(金) 午前10時より開札

開札場所

交野市役所 本館2階 第2会議室

落札者の決定・立会い

有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、最低貸付料(予定価格)以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

入札者等関係者は、2名まで立会い可能です。(立会いは任意です。)



契約必要書類等の送付

落札者決定後に、契約に必要な次の書類を郵送します。

- (1) 交野市大字郡津財産区有地貸付決定通知書
- (2) 事業用定期借地権設定契約覚書
- (3) 契約保証金請求書
- (4) 契約保証金充当依頼書 ※入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。



覚書及び契約の締結・契約保証金の納付

覚書及び契約締結期限

令和7年3月21日(金)までに、公正証書による事業用定期借地権設定契約を締結するための覚書を締結していただきます。

令和7年5月20日(火)までに、本覚書を内容とする公正証書を落札者の費用負担により作成していただきます。(覚書と内容は変わりませんが、異なる表現となることがあります。)

契約保証金

公正証書による契約締結の際には、契約保証金(契約金額(年額)の50/100の金額)が必要です。

契約保証金は、契約締結時までに、契約保証金請求書により、交野市大字郡津財産区が指定する銀行口座へ支払い、契約保証金領収証書(納付済み原本)を提出してください。

なお、既納の入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

(入金時の手数料は入札参加者負担となります。)



貸付料の納付

貸付料は、毎年半期ごとに、交野市大字郡津財産区が指定する口座への振込により納付いただきます。

●契約初年度

公正証書による契約締結日から令和7年9月30日(火)まで分

支払期日 令和7年6月30日(月)

令和7年10月1日(水)から令和8年3月31日(火)まで分

支払期日 令和7年10月31日(金)

●2年目以降

前期・・・ 4月1日から9月30日まで 支払期日 4月30日

後期・・・ 10月1日から翌年3月31日まで 支払期日 10月31日

1. 貸付物件

貸付物件一覧表

物件番号	物件所在地	地目(登記)	面積(登記)	最低貸付料(年額・円)	貸付期間
A-1	交野市幾野2丁目2067番8	ため池	1,390㎡	6,024,000円	25年
	交野市幾野2丁目2067番9	ため池	1,332㎡		
	交野市幾野2丁目2067番10	ため池	174㎡		
	交野市幾野2丁目2067番11	堤	5.29㎡		
	交野市幾野2丁目2067番12	堤	130㎡		
	合計		3,031.29㎡		

- ※ 貸付物件の詳細については、物件調書等をご覧ください。なお、物件調書は、入札参加希望者が物件の概要や現地を確認するための参考資料です。
- ※ 最低貸付料については年額となります。
- ※ 現地説明会は行いませんので、必ず入札参加希望者ご自身で、現地等の調査確認を行ってください。現地の確認の際は、周辺住民の方の迷惑にならないよう配慮してください。(現地には駐車場はありません。)
- ※ 本要領12ページの「16. その他の注意事項」も必ずお読みください。

2. 使用目的及び契約条件等

(1) 使用目的

- ① 土地利用については、主たる用途を医療、福祉等の公共公益施設、物販、サービス、飲食等の店舗とする。
- ② 本件建物をその全部又は一部を居住の用に供してはならない。

(2) 契約条件

- ① 貸付物件の所在地 幾野 2 丁目 2067 番 10 については、交野市が所有・管理するボックスカルバートが埋設されている。交野市と交野市大字郡津財産区の契約により区分地上権の設定につき、土地利用については、ボックスカルバートの維持管理に支障となる建物及び工作物を設置できない。駐車場の通路や道路用地として整備することは可能とするが、今池中央部への管理車両の通行確保のため空地としなければならない。
- ② 建築基準法その他の法令を遵守して建物を築造し、存続期間中、建物を良好な状態に維持しなければならない。

(3) 禁止または制限される行為

- ① 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本件土地の全部または一部につき、賃借権を譲渡(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による借主の変更を含む)し、または転貸(同居、共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含む)してはならない。
- ② 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本件建物の増築、改築、再築、移転、大規模修繕 または本件土地の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- ③ 借主は、本物件および本件建物に反社会的勢力を居住・使用させ、または反復継続

して出入りさせてはならない。

- ④ 借主は、本件土地および本件建物を、反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供してはならない。
- ⑤ 借主は、本件土地および本件建物を、業として危険薬物の販売等の用に供してはならない。
- ⑥ 借主は、本件土地および本件建物を、特殊詐欺の用に供してはならない。
- ⑦ 教育施設及び住宅が隣接していることから、大型車両の通行増大などが予想される資材置場、残土置場、倉庫及び事務所等の用途に供する土地利用をしてはならない。
- ⑧ 政治的又は宗教的用途に供する土地利用をしてはならない。
- ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供する土地利用をしてはならない。
- ⑩ 交野市風俗営業等に係る特定建築物の建築等の規制に関する条例(昭和63年条例第15号)に規定する特定建築物の営業を目的とした土地利用をしてはならない。
- ⑪ 騒音、振動、臭気その他周辺環境に支障を及ぼす土地利用をしてはならない。
- ⑫ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に既定する暴力団及びその構成員あるいは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の定めによる観察処分を受けた団体及びその団体の役員又は構成員の活動のために利用される等の公序良俗に反する土地利用をしてはならない。
- ⑬ 交野市大字郡津財産区が周辺土地利用の状況から相応ではないと判断した用途に供する土地利用をしてはならない。

3. 入札参加者の資格

入札には、個人、法人を問わず参加できますが、次の各号に該当する方は参加することができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ① 交野市大字郡津財産区との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 交野市大字郡津財産区が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が交野市大字郡津財産区と契約を締結すること又は交野市大字郡津財産区との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由なく交野市大字郡津財産区との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前記①から⑤のいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しない者を交野市大字郡津財産区との契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他使用人として使用した者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員、支配人及

び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者。

- ② 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。)又は暴力団員がその経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ⑥ 前記①から⑤のいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しない者を交野市大字郡津財産区との契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他使用人として使用した者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者
 - (5) 前記(2)から(4)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - (6) 当該物件を前記(3)又は(4)に該当する者のために利用させる等公序良俗に反する用途に供しようとする者
 - (7) 本件土地において提出した「土地利用計画書」が、土地利用計画書に記載する使用目的及び契約条件等を満たしていない者

4. 貸付の期間

- (1) 貸付期間は、借地借家法第23条第2項に規定する事業用定期借地権25年を設定します。
- (2) 貸付期間は、公正証書締結日から起算します。
- (3) 貸付に係る工事施工期間及び期間満了に伴う原状回復期間は契約期間に含まれます。

5. 貸付料

(1) 貸付料の額

- ① 交野市大字郡津財産区が貸借人として決定した者が提示した応募価格をもって年額貸付料とします。
- ② 貸付料は年額とし百円単位としてください。

(2) 貸付料の支払い

- ① 貸付料の支払いは毎年度半期ごとに、交野市大字郡津財産区が指定する口座に振込む方法によって支払うものとします。

前期・・・	4月1日から9月30日まで	支払期日	4月30日
後期・・・	10月1日から翌年3月31日まで	支払期日	10月31日

ただし、契約初年度については、公正証書による契約締結日から令和7年9月30日まで分を令和7年6月30日までに、令和7年10月1日から令和8年3月31日まで分を令和7年10月31日までに支払うものとします。
- ② 契約初年度は年度途中から、また契約終了年度は年度途中までの貸付けとなりますので、年365日の日割計算で貸付料を計算し百円未満を切上げた額とします。

- ③ 指定された期日までに納付しない場合は、年額 14.6%の遅延利息を徴収することがあります。

6. 登記について

- (1) 賃借人が建設する建物について、表示登記ならびに保存登記をする場合は、その完了後、建物にかかる全部事項証明書 1 通を交野市大字郡津財産区に提出してください。
- (2) この場合、期間満了等により原状回復した時には、賃借人において建物の滅失登記を行ってください。
- (3) 本件土地にかかる賃借権については、登記しないこととします。

7. 入札参加申込・受付

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。受付期間内に、申請フォームから申込みをしてください。

申込期間等

令6年12月20日(金)午前9時～令和7年1月31日(金)午後5時まで

上記の参加申込期間中に、以下の物件ごとのインターネットフォームより申請してください。申請後の受付状況については、以下の物件ごとのインターネットフォームより確認することができます。

※インターネットによる手続きで申込みが完了するため、紙書類の提出は不要です。インターネットの専用フォームを用いた申請方式の運用開始に伴って、紙の郵送または持参による申請、受付を原則廃止とします。

※電話等での受領確認は行いません。

物件番号	物件所在地	申請・受付確認フォーム	
A-1	交野市幾野 2丁目206 7番8他4筆	申請	https://logoform.jp/form/gwvT/811666
		確認	https://logoform.jp/status/inquiry/A-licAE2xKMQbGS2zEm6NPgWDJAqhsBJ8nw7eLATXbw

申込書類

- (1) 入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)
- (2) <個人の場合>住民票抄本・印鑑登録証明書
身分証明書(本籍地の市区町村で発行する証明書) 各1通
<法人の場合>登記事項証明書(現在事項全部証明書)・印鑑証明書 各1通
- (3) 委任状(様式第2号、代理人の場合) 1通
- (4) 土地利用計画書

※ (1)(3)の様式は、本市ホームページよりダウンロードしてください。

※ (2)はいずれも発行後3か月以内のもので、共有名義の場合は共有者全員のものでPDF等の電子媒体で提出してください。

※(4)は、本件土地利用の用途、提供するサービスや物販等の内容及び計画図を記載してください。本入札実施要領の2. 使用目的及び契約条件等の内容を満たしていない場合は、入札に参加することができません。

条件を満たしていない場合は、令和7年2月5日(水)に電話又は電子メールで連絡いたします。

※ 入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑を、入札書、覚書及び公正証書による契約に使用してください。

8. 入札必要書類の送付

入札参加申込受付後に、本市から入札に必要な次の書類を郵送します。

- (1) 入札参加申込書兼誓約書(写し)
- (2) 入札書
- (3) 入札保証金請求書
- (4) 入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書
- (5) 入札書提出用封筒
- (6) 入札関係書類送付用封筒

9. 入札保証金の納付

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただくことが必要です。

- (1) 入札保証金額

入札しようとする価格の100分の5以上の金額

- (2) 納付方法

入札参加申込受付後、本市から送付する「入札保証金請求書」により、入札保証金を交野市大字郡津財産区の指定する銀行口座へ支払ってください。

- (3) 入札保証金の還付

落札者以外の方が納付した入札保証金は、「入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書」に記載された金融機関の口座へ振込により返還します。なお、返還には開札後4週間程度要しますのでご了承ください。また、入札保証金には利息は付きません。

- (4) 入札保証金の充当・帰属

落札者が納付した入札保証金は、全額を契約保証金の一部に充当できます。ただし、落札者が期限までに落札物件の公正証書による契約を締結しないときは、入札保証金は交野市大字郡津財産区に帰属します。

10. 入札の方法

入札は郵送方式により受け付けます。(持参可)

入札期間

令和7年2月10日(月)～令和7年2月20日(木)午後5時30分まで(必着)

※この期間内に入札書等の必要書類を必ず簡易書留により送付先に郵送してください。(持参可)

※この期間内に入札書等の必要書類が到達しない場合、入札は無効となりますので、余裕を持って郵送してください。

送付先

〒576-8501

交野市私部1丁目1番1号 交野市役所 地域振興課 行

※直接持参の場合は、交野市役所本館2階地域振興課(1番窓口)に提出してください。

【受付時間:午前9時～12時、午後1時～5時30分まで、土・日・祝日は受付できません。】

提出書類

(1)入札書(入札書提出用封筒に入れ、封緘し、封印してください。)

(2)入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書(入札関係書類送付用封筒に入れ封をしてください。)

(3)入札保証金領収書(コピー)((2)の裏面に貼付すること)

※入札書に使用する印鑑は、入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑を使用してください。(代理人が入札する場合は、委任状に押印した印鑑と同一の印鑑を使用してください。)

※一度郵送(提出)した入札書の書換え、引換え、撤回をすることはできません。

【提出書類の作成要領】

(1) 入札書

① 入札書に入札金額及び必要事項を記入し、印鑑登録印を押印してください。

ア 入札書の記入には、黒の万年筆又はボールペンを使用し記入してください。

イ 金額の記入には、アラビア数字(0、1、2、3……)の字体を使用し、最初の数字の前に必ず「¥」を記入してください。

ウ 物件番号欄及び物件所在地欄には、本要領4ページ「1. 貸付物件」に記載の物件番号及び物件所在地を記入してください。

エ 入札者本人が入札を行う場合は、入札者本人の住所・氏名(法人の場合は法人の所在・法人名及び代表者名)を記入し、印鑑登録印を押印してください。また、共有名義で入札を行う場合は、入札参加申込み時に定めた代表者の住所・氏名(法人の場合は前記同様)を記入し、印鑑登録印で押印してください。

オ 代理人の方が入札を行う場合は、入札者本人の住所・氏名及び代理人の住所・氏名を記入し、代理人の印を押印してください。(入札者本人の押印は不要です。)

② 入札書提出用封筒に必要事項を記入のうえ、入札書のみを入れて封(のりづけ)をして、印鑑登録印で割印をしてください。

(2) 入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書

① 入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書に必要事項を記入し、印鑑登録印を押印してください。

② 入札保証金の還付用口座は、必ず入札者本人名義の金融機関口座を記入してください。なお、共有名義で申込みをした場合は、代表者の口座を記入してください。

③ 入札保証金の還付用口座は、通帳等を確認のうえ正確に記入してください。記入に誤りがある場合は、返還に日数を要することとなります。

- ④ 裏面に入札保証金の「領収証書」(金融機関の領収印があるもの)をコピーし、原本の大きさに切って貼り付けてください。
- ⑤ 入札関係書類送付用封筒に必要事項を記入のうえ、入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書のみを入れて封(のりづけ)をしてください。

11. 開札

開札日時 **令和7年2月21日(金) 午前10時00分より開札**

開札場所 **交野市役所 本館2階 第2会議室**

(1) 開札の立会い等

立会いは任意です。入札者等関係者は、2名まで立会いが可能です。なお、開札会場への入場には、入札参加申込書受付書が必要となりますので、必ずご持参ください。また、入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係しない本市の職員が立ち会います。

(2) 落札者の決定方法

開札の結果、入札者のうち郡津財産区が定めた最低貸付料以上で、かつ最高価格の入札をした者を落札者とします。最高価格の入札者が複数あるときは、ただちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務に関係しない本市の職員に代理でくじを引かせて落札者を決定します。

(3) 開札結果

開札場所では、落札者の氏名(法人名)及び落札金額を発表します。

開札結果については、その内容(落札金額及び落札者(「個人」又は「法人」の表記のみ))を本市のホームページ上で公表します。

※落札者には、開札終了後、契約手続き等について説明をします。

12. 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者の入札
- (2) 委任状を提出していない代理人の入札
- (3) 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札(代理人によるものも含む)
- (4) 一人で他の代理人も兼ねた者の入札又は一人で二人以上の代理人となった者の入札
- (5) 入札保証金を納付していない者の入札
- (6) 入札保証金が規定の金額に満たない者の入札
- (7) 本市から交付された入札書以外の入札書による入札
- (8) 黒の万年筆又はボールペン以外の筆記具を使用して記入した入札
- (9) 入札金額をアラビア数字(算用数字)以外の字体を使用して記入した入札
- (10) 入札金額及び文字を訂正した入札書による入札(訂正印の押印があっても無効となります。)
- (11) 入札書の記載事項が不明な入札、又は入札書に記名もしくは押印のない入札
- (12) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
- (13) 最低貸付料に達しない金額を記入した入札
- (14) 期限までに入札書が指定場所に到達しなかった者の入札
- (15) 前各号に掲げるほか、特に指定した事項に違反した入札

13. 契約の手続き

- (1) 落札者が決定した後、落札者には「貸付決定通知書」、「事業用定期借地権設定契約覚書」、「契約保証金請求書」等の契約関係書類を送付します。
- (2) 落札者には、**令和7年3月21日(金)まで**に事業用定期借地権設定契約覚書を締結し、本覚書を内容とする公正証書を**令和7年5月20日(火)まで**に落札者の費用負担により作成するものとします。
- (3) 落札者の事情により期限までに公正証書による契約を締結しない場合は、落札者の資格を取り消し、落札者が納付した入札保証金は交野市大字郡津財産区に帰属します。
 - ※契約は申込者名義で行います。
 - ※契約に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
 - ※覚書及び契約に使用する印鑑は入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑を使用してください。

14. 契約保証金の納付

契約の締結にあたっては、契約保証金を公正証書による契約締結期限の**令和7年5月20日(火)**までに納付していただく必要があります。

- (1) 契約保証金は、貸付料の滞納や、土地返還時の原状回復の不履行があった場合、その費用に充当することを目的としています。貸付料の滞納に充当した場合は、不足が生じた額を速やかに納付してください。また、土地返還時の原状回復の不履行があった場合は、原状回復のための費用に充当し、残余金がある場合は返還しますが、不足が生じる場合は、賃借人に不足額を請求します。
- (2) 契約保証金の額は、契約金額(年額)の50/100の金額とします。
- (3) 契約保証金には、利子につきません。
- (4) 賃借人が当該物件を原状回復し、交野市大字郡津財産区への引渡しの手続きが完了した後、賃借人からの請求に基づき、(1)に記載している充当金を控除後の、交野市大字財産区が認定した金額をもって保証金を返還します。なお、返還にあたっては、請求後日数を要しますので、あらかじめご承知ください。

15. 貸付料の改定

貸付料は、契約日から満3ヵ年据え置くものとします。

4年目以降の貸付料については、据え置き期間末日の貸付料を基礎額として、以下に該当する場合は、同期間満了日までに甲乙協議のうえ貸付料を改定することができるものとし、以後も満3ヵ年経過毎に同様とします。

- (1) 本件土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により貸付料が不相当となった場合。
- (2) 近傍同種の土地の賃料に比較して貸付料が不相当となった場合。

16. その他の注意事項

- (1) 貸付物件の現地説明会は行いませんので各自で現場の確認・調査をしてください。
- (2) 貸付物件の入札及び契約における面積は、登記簿の面積によるものとします。
- (3) 貸付物件の物件調書の記載事項と現状とに差異が生じた場合には現状が優先します。
- (4) 貸付物件は、すべて現状有姿での引渡しとなります。物件内の工作物(フェンス、擁壁、給排水施設、舗装など)などの撤去及び処分等が必要な場合は、借主(落札者)の負担で行ってください。
- (5) 貸付物件の埋設物などの撤去及び処分等が必要な場合は、借主(落札者)の負担で行ってください。地盤及び土壌に関して工事等が必要な場合も同様です。
- (6) 貸付物件に越境物がある場合についても、現状のままでの引き渡しになります。市は越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は行いませんので借主(落札者)において対応してください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。
- (7) 隣接地との境界標は、原則としてコンクリート杭、金属標、金属鋸、プラスチック杭等により設置されていますが、現状のままでの引渡しになります。
境界標の補修や打ち直しは行いません。
- (8) 貸付物件の土地利用にあたっては、都市計画法、建築基準法等の各種法令及び本市の関係条例を遵守する必要がありますので、事前に関係機関に確認を行ってください。
- (9) 入札の公正、競争性を確保するため、入札参加者の状況等の問い合わせについては、一切お答えできません。
- (10) 地域住民への説明等、当該土地利用に関する調整等については、すべて借主(落札者)において行っていただきます。
- (11) 落札者が賃貸借契約に定める義務を履行しないために交野市大字郡津財産区に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (12) 当該地は、都市計画施設等の区域内となりますので、建築物を建てる際に、建築確認に先だって、都市計画法による建築許可が必要です。

入札参加申込書等の様式

交野市大字郡津財産区有地活用事業(事業用定期借地) 一般競争入札 入札参加申込書兼誓約書

受 付 印

交野市大字郡津財産区管理者
交野市長 山本 景 あて

令和 年 月 日

交野市大字郡津財産区が実施する、交野市大字郡津財産区有地活用事業(事業用定期借地)一般競争入札に参加したいので、下記の事項を誓約のうえ、必要書類を添えて入札参加を申し込みます。

記

- 私は、「交野市大字郡津財産区有地活用事業(事業用定期借地)一般競争入札実施要領(郵便型入札)」に記載する「3. 入札参加者の資格」((7)を除く。)の各項目のいずれにも該当するものではありません。なお、交野市大字郡津財産区が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。
- 私は、「交野市大字郡津財産区有地活用事業(事業用定期借地)一般競争入札実施要領(郵便型入札)」に記載する本件入札の実施方法及び物件に関する情報並びに現地の状況等をすべて承諾し、これについて一切の責を交野市大字郡津財産区に要求しません。

以上

入 札 申 込 者	住 所 (所在地)	(〒 -)
	(フリガナ) 氏 名 (法人名および代表者名)	(印) (印鑑登録印)
	電 話 番 号	

※ 共有名義で申し込む場合は、共有者を代表して入札手続きを行う者を決め、申込者欄にその代表者の住所・氏名等を記入・押印してください。他の共有者については、裏面の共有者欄に記入・押印してください。

入 札 物 件	物 件 番 号	物 件 所 在 地
	A-1	交野市幾野2丁目2067番8、2067番9、2067番10 2067番11、2067番12

※ 入札参加を申し込まれる入札物件について、実施要領4ページに記載の貸付物件一覧表を参照して記入してください。(この申込書は申込み物件ごとに作成してください。)

書 類 の 送 付 先	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	

※ 入札書類等の送付先が申込者欄と異なる場合のみ記入してください。

備考

- この申込書は、必要書類を添付して、**令和7年1月31日(金)午後5時**までに申請フォームにて提出してください。
- 申込後の名義変更、申込物件の変更、申込みの取り下げは一切できません。
- 代理人が入札申込等を行う場合は、委任状を添付してください。

交野市大字郡津 財産区使用欄	整理番号	書類到達日	保証金入金日	入札結果	返還処理日

【本書は開札に立ち会われる場合、入場の際に必要ですのでご持参ください。】

別紙（※共有名義で申し込む場合に記入してください。）

【共有者】

住所 (所在地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印 (印鑑登録印)
住所 (所在地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印 (印鑑登録印)
住所 (所在地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印 (印鑑登録印)

委任状

令和 年 月 日

交野市 大字郡津財産区管理者
交野市長 山本 景 あて

私は、令和6年度第1回交野市大字郡津財産区有地活用事業(事業用定期借地)一般競争入札(郵便型入札)に参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

入札申込者 (委任者)	住 所 (所在地)	(〒 -)
	氏 名 (法人名および代表者名)	印 (印鑑登録印)

記

1 委任する権限

令和6年度第1回交野市大字郡津財産区有地活用事業(事業用定期借地)一般競争入札(郵便型入札)に関する一切の権限

2 代理人(受任者)

住 所 (所在地)	(〒 -)	代理人使用印
	(フリガナ) 氏 名 (法人名および代表者名)	
	生年月日 年 月 日生	

- ※ 入札申込者の印は、印鑑登録されている印を押印してください。
- ※ 共有名義で申し込む場合は、代表者について委任者欄に記入・押印し、代表者を除く共有者については、裏面の共有者欄に記入・押印してください。
- ※ 代理人氏名にはフリガナを記入してください。
- ※ 代理人が個人の場合は、生年月日も記入してください。
- ※ 代理人使用印の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。(認印可)
代理人は、入札において、必ずその印鑑を使用してください。

別紙（※共有名義で申し込む場合に記入してください。）

【共有者】

住所 (所在地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印 (印鑑登録印)
住所 (所在地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印 (印鑑登録印)
住所 (所在地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印 (印鑑登録印)

土地利用計画書

※土地利用の概要を確認するもので、開発を許可するものではありません。

入札参加者氏名			
物件番号	A-1	所在地	交野市幾野2丁目2067番8他4筆

【使用目的】 用途、提供するサービスや物販等の内容を記載してください。

実施要領4ページ2. 使用目的及び契約条件等(1)①の使用目的を確認するものです。

【計 画 図】 実施要領4ページ2. 使用目的及び契約条件等(2)①の契約条件を確認するものです。

書ききれない場合は、別図でも可

交野市大字郡津財産区有地活用事業(事業用定期借地)
記入例 一般競争入札 入札参加申込書兼誓約書

受 付 印

交野市大字郡津財産区管理者
 交野市長 山本 景

交野市大字郡津財産区
 (事業用定期借地)
 必要書類を添えて入

1 私は、「交野市大字郡津財産区」に
 する「3. 入札参加者」の
 大字郡津財産区が必
 2 私は、「交野市大字郡津財産区」に
 件入札の実施方法及
 市大字郡津財産区に

下記のとおり印鑑登録証明書(印鑑証明書)のとおり記入してください。

【個人の場合】

〒○○○-○○○○
 交野市○○町○丁目○○番○○号
カタノ タロウ
 交野 太郎 印鑑登録印
 000-999-1234

【共有名義の場合】

共有名義の代表者を左記のとおり記入・
 押印してください。他の共有者について
 は、この用紙の裏面に記入・押印して
 ください。

【法人の場合】

〒○○○-○○○○
 交野市○○町○丁目○番○号
カブシキカイシャ カタノフドウサン
 株式会社 かたの不動産
カタノ ジロウ
 代表取締役 交野 次郎 印鑑登録印
 ○○○-○○○-○○○○

入 札 申 込 者	住 所 (所 在 地)	(〒 -)
	(フリガナ) 氏 名 (法人名および代表者名)	(印) (印鑑登録印)
	電 話 番 号	

※ 共有名義で申し込む場合は、共有者を代表して入札手続きを行う者を決め、申込者欄にその代表者の住所・氏名等を記入・押印してください。他の共有者については、裏面の共有者欄に記入・押印してください。

入 札 物 件	物 件 番 号	物 件 所 在 地
	A-1	交野市幾野2丁目2067番8、2067番9、2067番10 2067番11、2067番12

※ 入札参加を申し込まれる入札物件について、実施要領4ページに記載の貸付物件一覧表を参照して記入してください。(この申込書は申込み物件ごとに作成してください。)

書 類 の 送 付 先	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	

※ 入札書類等の送付先が申込者欄と異なる場合のみ記入してください。

備考

- ① この申込書は、必要書類を添付して、**令和7年1月31日(金)午後5時**までに申請フォームにて提出してください。
- ② 申込後の名義変更、申込物件の変更、申込みの取り下げは一切できません。
- ③ 代理人が入札申込等を行う場合は、委任状を添付してください。

交野市大字郡津 財産区使用欄	整 理 番 号	書 類 到 達 日	保 証 金 入 金 日	入 札 結 果	返 還 処 理 日

記入例

委任状

令和 年 月 日

交野市 大字郡津財産区管理者
交野市長 山本 景 あて

私は、令和6年度第1回交野市大字郡津財産
競争入札(郵便型入札)に参加するにあたり、下記のとおり

入札参加申込書兼誓約書のとおり
記入してください

入札申込者 (委任者)	住 所 (所 在 地)	(〒000-0000) 交野市〇〇町〇丁目〇番〇号
	氏 名 (法人名および代表者名)	交野 太郎  (印鑑登録印)

- 1 委任する権限
令和6年度第1回交野市大字郡津財産区有地
(郵便型入札)に関する一切の権限

〒000-0000
交野市〇〇町〇丁目〇番〇号
カタノ サブロー
交野 三郎
昭和46年11月3日生
※住所は住民登録上の住所としてください。

- 2 代理人(受任者)

住 所 (所 在 地)	(〒000-0000) 交野市〇〇町〇丁目〇番〇号	代理人使用印
	カタノ サブロー 交野 三郎	
	生年月日 昭和 46 年 11 月 3 日生	



- ※ 入札申込者の印は、印鑑登録されている印を押印してください。
- ※ 共有名義で申し込む場合は、代表者について委任者欄に記入・押印し、代表者を除く共有者については、裏面の共有者欄に記入・押印してください。
- ※ 代理人氏名にはフリガナを記入してください。
- ※ 代理人が個人の場合は、生年月日も記入してください。
- ※ 代理人使用印の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。(認印可)
代理人は、入札において、必ずその印鑑を使用してください。

事業用定期借地権設定契約覚書(案)

事業用定期借地権設定契約覚書（案）

借地権設定者 交野市大字郡津財産区を貸主として、借地権者●●●を借主として、貸主の所有する標記土地（以下「本件土地」という）について、借地借家法（以下「法」という）第23条第2項目に基づく事業用定期借地権設定契約（以下「本契約」という）を締結するため、次のとおり覚書を締結する。

貸主と借主はこの覚書に基づき、令和7年5月20日までに事業用定期借地権設定契約公正証書の作成を公証人に委嘱し、当該契約を締結する。

物件の表示

所 在		地 番	地目（登記簿）	登記簿面積
土 地	交野市幾野2丁目	2067番8	ため池	1,390㎡
	交野市幾野2丁目	2067番9	ため池	1,332㎡
	交野市幾野2丁目	2067番10	ため池	174㎡
	交野市幾野2丁目	2067番11	堤	5.29㎡
	交野市幾野2丁目	2067番12	堤	130㎡
合計（5筆）面積合計				3,031.29㎡

建物の表示

（詳細は提案に基づき確定する。用途、構造、階数等については、法規上の規制等を遵守した建物とする。）

種 類	用 途
事業内容	
構 造	造 葺 階建
面 積	㎡

契約期間

始期	公正証書締結日から
終期	令和 年 月 日 までの25年間

賃付料等

授受の目的	金 額	備 考
賃 付 料	年 額 円	※契約金額
契約保証金	円	※契約金額（年額）の50/100の金額
賃付料等の 支払方法	振込先金融機関名	銀行 支店
	口座種別	番号
	口座名義	
	区分	賃料の期間
前期	4月1日から9月30日まで（6ヵ月分の賃料）	4月30日
後期	10月1日から翌年3月31日まで（6ヵ月分の賃料）	10月31日

- ※ 契約初年度について、公正証書による契約締結日から令和7年9月30日までの貸付料は令和7年6月30日まで、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの貸付料は令和7年10月31日までに支払うものとする。
- ※ 振込手数料は借主の負担とする。

貸主 交野市大字郡津財産区と借主 ●●●は標記事業用定期借地権設定契約のための覚書を締結し、本覚書2通を作成して貸主、借主署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸主 (住所) 交野市私部1-1-1

(氏名) 交野市大字郡津財産区管理者 山本 景 印
交野市長

借主 (住所)

(氏名) 印

－ 契 約 条 項 －

(契約の締結)

第1条 貸主及び借主は、貸主が所有する標記に記載の土地（以下「本件土地」という）について、借地借家法（以下「法」という）第23条第2項に規定する事業用定期借地権（以下「本件借地権」）の設定契約のため以下の条項に従って締結する。

(契約の目的)

第2条 貸主は、借主が本件土地上に建築する、標記に記載の事業用建物（以下「本件建物」という）の所有を目的として借主に本件土地を賃貸し、借主はこれを賃借する。
2 本件借地権については、請求による契約の更新及び本件土地の使用継続による契約更新がなく、また、借主は法第13条の規定による建物の買取りを請求することができない。

(使用目的)

第3条 借主は、本件建物所有を目的として本件土地を使用しなければならない。
2 借主は、本件土地利用については、主たる用途を医療、福祉等の公共公益施設、物販、サービス、飲食等の店舗とする。
3 借主は、本件建物をその全部又は一部を居住の用に供してはならない。

(契約条件)

第4条 本件土地の所在地交野市幾野2丁目2067番10については、交野市が所有・管理するボックスカルバートが埋設されている。交野市と交野市大字郡津財産区の契約による区分地上権の設定につき、土地利用については、ボックスカルバートの維持管理に支障となる建物及び工作物を設置できない。駐車場の通路や道路用地として整備することは可能とするが、今池中央部への管理車両の通行確保のため空地としなければならない。
2 借主は、建築基準法その他の法令を遵守して本件建物を築造し、存続期間中、本件建物を良好な状態に維持しなければならない。

(契約期間)

第5条 本契約の契約期間は、標記のとおりとする。
2 本契約期間内において本件建物が滅失し、借主が本件土地上に本件借地権の残存期間を超えて存続する建物を築造した場合でも、本契約の存続期間は延長しない。
3 前項の契約期間には、本件建物の建築に要する期間及び解体・撤去等の現状回復に要する期間を含むものとする。

(本件土地の引渡し)

第6条 貸主は、本件借地権開始日の後、借主が第7条第1項に定める契約保証金及びその他借主の負担すべき金銭債務を完納したことを確認し、貸主及び借主現地立会いのうえ、現状有姿で本件土地を貸主の作成する土地引渡書により借主に引き渡すものとする。
2 前項に定める本件土地引渡し後における排水、上下水道、電気及びガスの引込み等本件土地の使用に必要な処置については、すべて借主の負担と責任においてそれぞれの管理者若しくは事業者と協議し、行うものとする。

(賃付料)

第7条 借主は、標記の記載に従い、賃付料を貸主に支払わなければならない。ただし、振込手数料は借主の負担とする。
2 1ヶ月に満たない期間の賃付料は、その月の日割計算とする。
3 本件土地の賃付料は、毎年度半期ごとに、貸主が指定する口座に振り込む方法によって支払う。
4 本件土地の賃付料は、契約日から満3ヵ年据え置くものとする。4年目以降の賃付料は、据え置き期間末日の賃付料を基礎額として、次の各号の一に該当する場合は、同期間満了日までに協議の上、賃付料を改定することができるものとし、以後も満3年経過毎に同様とします。
一 本件土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃付料が不相当となった場合
二 近傍同種の土地の賃料に比較して賃付料が不相当となった場合

(契約保証金)

- 第8条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、標記に記載する契約保証金を、貸主の指定する日までに、貸主の発行する請求書により貸主の指定する金融機関に預託するものとする。
- 2 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、契約保証金をもってその債務の弁済に充てることができる。
この場合において、借主は、契約保証金の不足額をすみやかに貸主の指定する金融機関に納付するものとする。借主は、本物件を明け渡すまでの間、契約保証金をもって当該債務の弁済に充ててを請求することができない。
- 3 借主は、契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。
- 4 貸主は、本契約の期間満了時に、借主が本件建物を取去するなどして本件土地を原状に復して明け渡し、かつ、本件建物の滅失登記がなされたときは、遅滞なく契約保証金の全額を無利息にて借主に返還しなければならない。
ただし、本件土地の明け渡し時に、賃料の滞納、第18条第2項に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を契約保証金から差し引いた額を返還するものとする。この場合には、貸主は、契約保証金から差し引く債務の額の内訳を借主に明示しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

- 第9条 借主は、貸主に対し、次の各号の事項を確約する。
- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
- 二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本件土地の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 3 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本件建物の全部又は一部につき、反社会的勢力に譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

- 第10条 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本件土地の全部又は一部につき、賃借権を譲渡（担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による借主の変更を含む）し、又は転貸（同居、共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含む）してはならない。
- 2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本件土地の区画形質の変更及び本件建物の増築、改築、再築（建て替え）、移転、大規模修繕 又は本件土地の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 借主は、本件土地及び本件建物に反社会的勢力を居住・使用させ、又は反復継続して出入りさせてはならない。
- 4 借主は、本件土地及び本件建物を、反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供してはならない。
- 5 借主は、本件土地及び本件建物を、業として危険薬物の販売等の用に供してはならない。
- 6 借主は、本件土地及び本件建物を、特殊詐欺の用に供してはならない。
- 7 教育施設及び住宅が隣接していることから、大型車両の通行増大などが予想される資材置場、残土置場、倉庫及び事務所等の用途に供する土地利用をしてはならない。
- 8 政治的又は宗教的用途に供する土地利用をしてはならない。
- 9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供する土地利用をしてはならない。
- 10 交野市風俗営業等に係る特定建築物の建築等の規制に関する条例（昭和63年条例第15号）に規定する特定建築物の営業を目的とした土地利用をしてはならない。
- 11 騒音、振動、臭気その他周辺環境に支障を及ぼす土地利用をしてはならない。

- 1 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員あるいは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の定めによる観察処分を受けた団体及びその団体の役員又は構成員の活動のために利用される等の公序良俗に反する土地利用をしてはならない。
- 1 3 交野市大字郡津財産区が周辺土地利用の状況から相応ではないと判断した用途に供する土地利用をしてはならない。

（土地の適正な使用）

- 第11条 借主は、本契約及び社会通念に照らして善良な管理者の注意をもって本件土地を使用し、土壤汚染等により原状回復が困難となるような使用をしてはならない。
- 2 借主は、騒音、振動、悪臭、有毒ガス又は汚水の排出等によって近隣に迷惑となるような行為を行ってはならない。
 - 3 本件土地の使用に伴う借主と第三者との紛争その他諸問題は、すべて借主の負担と責任において解決するものとする。
 - 4 施設の利用者が本件土地以外に違法駐車や違法駐輪をしないよう、必要な対策を講じること。
 - 5 施設の利用者が本件土地や周辺に必要以上留まらないよう、必要な対策を講じること。
 - 6 施設に利用者が出すゴミが、本件土地外に散乱しないよう、必要な対策を講じること。

（契約の解除）

- 第12条 貸主は、借主について、本契約に反する次のいずれかの事由が生じた場合において、貸主が相当の期間を定めて当該契約違反に対する義務履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- 一 第3条第3項の規定に反して本件建物の全部又は一部を居住の用に供した場合
 - 二 第7条第1項に規定する賃料の支払を怠った場合
 - 三 第8条第3項に規定する契約保証金の返還請求権について、これを第三者に譲渡し、又は担保の目的に供した場合
 - 四 第10条第1項に規定する、貸主の書面による承諾を得ないで、本件土地の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸した場合
 - 五 第10条第2項に規定する、貸主の書面による承諾を得ないで、本件土地の区画形質の変更及び本件建物の増築、改築、再築（建て替え）、移転、大規模修繕又は本物件の敷地内において工作物の設置を行った場合
 - 六 その他借主が本契約の条項に違反した場合
- 2 貸主は借主について、第9条1項各号の確約に反する事実が判明した場合ないしは本契約締結後に第9条第1項各号の確約に反する事由が生じた場合、又は契約締結後に自ら又はその役員が反社会的勢力に該当した場合、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を直ちに解除することができる。なお、この場合、契約を解除された側は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできない。

（通知義務）

- 第13条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合、すみやかに貸主に通知しなければならない。
- 一 借主の氏名・緊急時の連絡先等に変更がある場合
 - 二 借主が法人の場合、登記記載事項に変更があった場合

（一部滅失等による賃料の減額等）

- 第14条 本件土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用及び収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において、貸主及び借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。

（契約の終了）

- 第15条 本契約は、本件土地の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用及び収益できなくなった場合には、当然に終了する。

（損害賠償）

第16条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払う。

2 借主は、本人及び本件建物の使用者、若しくはその訪問者等の故意又は過失により、本件土地に損害を与えたときは、直ちにその損害を貸主に賠償するとともに、近隣その他第三者に損害を与えたときは、自らの責任と負担においてその一切を賠償しなければならない。

(明渡し)

第17条 借主は、本契約が終了する日までに（第12条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあっては、直ちに）、本件建物を取り壊して整地し、本件土地を明け渡さなければならない。

2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡し日を事前に貸主に通知しなければならない。

3 本契約終了と同時に、借主が本件土地を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、月額賃料の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとする。

(明渡し時の原状回復)

第18条 本件土地の明渡しに際し、借主は、自己の責任と負担において本件建物その他借主が本件土地上に附属させた工作物・物品等を収去し、本件土地を原状に復した上で明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本件土地の明渡し時において、借主が本件土地を原状に復しない場合、あるいは借主が本件土地内に残置した工作物・物品等がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主は、本件土地の原状回復及び工作物・物品等の撤去等を行うことができるものとし、その原状回復及び撤去等に要する費用については借主の負担とする。

(登記)

第19条 借主は本件建物について表示登記ならびに保存登記を行うことができる。

2 借主は、前項の表示登記ならびに保存登記をした場合は、その完了後、建物にかかる全部事項証明書1通を貸主に提出しなければならない。

3 借主は本件建物について第1項の登記をした場合は、本契約終了後速やかに滅失登記をしなければならない。

(公正証書作成)

第20条 公正証書の作成に要する費用は、借主の負担とする。

2 借主は、公正証書に本契約に基づく金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨承諾する文言を付することを約した。

(協議)

第21条 貸主及び借主は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第22条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とする。

以上

物件案内

物件調書

物件番号	所在地番	地目（登記）	地積（登記）	最低貸付料 （年額・円）	貸付期間
A-1	交野市幾野 2 丁目 2067-8 番	ため池	1,390 m ²	6,024,000円	25年
	交野市幾野 2 丁目 2067-9 番	ため池	1,332 m ²		
	交野市幾野 2 丁目 2067-10 番	ため池	174 m ²		
	交野市幾野 2 丁目 2067-11 番	堤	5.29 m ²		
	交野市幾野 2 丁目 2067-12 番	堤	130 m ²		
	合 計				

住所検索 交野市幾野 2 丁目 11-11 付近

法令に基づく制限

都市計画法等

区域	市街化区域	用途地域	第一種中高層住居専用地域
建ぺい率	60%	容積率	200%
防火・準防火地域	-※建築基準法第 22 条	高度地区	第二種高度地区
都市計画	都市計画公園（郡津公園）区域内		

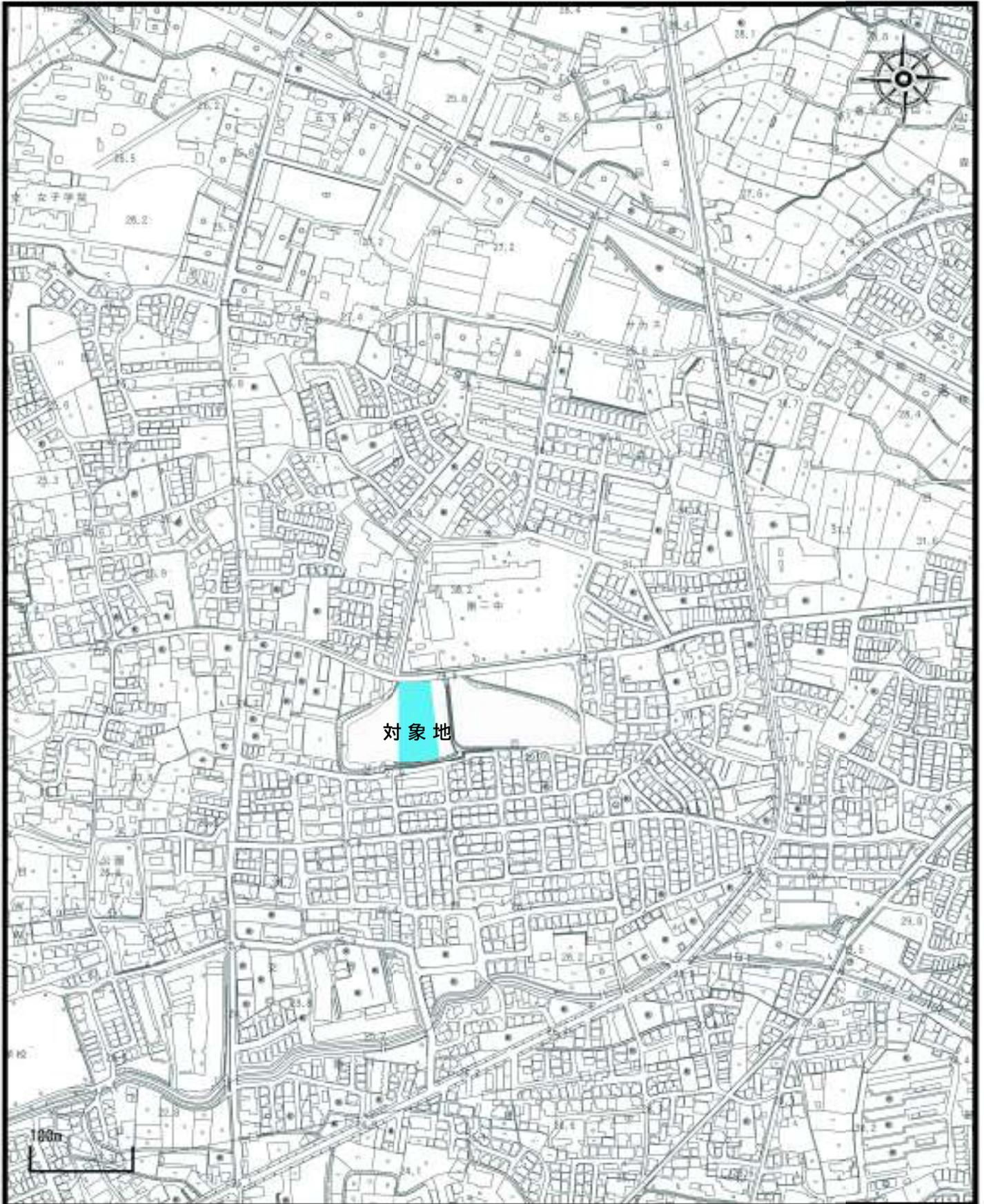
前面道路の状況
 北側 市道郡津倉治線：幅員約 11.6 メートル
 東側 市道幾野 79 号線：幅員約 9.4 メートル
 南側 市道幾野 30 号線：幅員約 4.8 メートル

供給処理施設の状況

種類	配管等の状況	照会先の事業所等
電気	北側 市道郡津倉治線：電柱なし 東側 市道幾野 79 号線：電柱なし 南側 市道幾野 30 号線：電柱あり	関西電力送配電（株）
ガス	北側 市道郡津倉治線：配管なし 東側 市道幾野 79 号線：配管なし 南側 市道幾野 30 号線：配管なし	大阪ガスネットワーク(株)
水道	北側 市道郡津倉治線]：鑄鉄管φ100 mm 東側 市道幾野 79 号線]：鑄鉄管φ100 mm 南側 市道幾野 30 号線]：鑄鉄管φ150 mm	交野市水道局工務課 tel:072-891-0016
下水道（汚水）	北側 市道郡津倉治線：配管あり 東側 市道幾野 79 号線：配管あり （水路から南側） 南側 市道幾野 30 号線：配管なし	交野市都市まちづくり部下水道課 tel:072-892-0121
下水道（雨水）	北側 市道郡津倉治線：配管あり 東側 市道幾野 79 号線：配管あり 南側 市道幾野 30 号線：配管なし	交野市都市まちづくり部道路河川課 tel:072-892-0121

交通機関		
種類	位置等詳細	
鉄道	京阪電車	交野線「郡津駅」より約 1,100m
鉄道	JR 西日本	学研都市線「津田駅」より約 2,000m
バス	京阪バス	バス停留所「交野郵便局」より約 600m
公共施設等		
種類	位置等詳細	
官庁等	交野市役所	物件の南約 1,000m
小学校	交野市立交野みらい小学校	物件の南西約 700m
中学校	交野市立第二中学校	物件の北東約 100m
留意事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 物件の引き渡しは現状のままとし、必要に応じて許認可をとってください。 ・ 建物の築造については、建築基準法その他の法令を遵守する必要があります。また、本件土地は都市計画公園（郡津公園）に指定されています。建物の築造については、建築確認に先だって、都市計画法53条に基づき建築許可が必要です。 ・ 土地利用については、主たる用途を医療、福祉等の公共公益施設、物販、サービス、飲食等の店舗とします。 ・ 貸付物件は教育施設及び住宅が隣接していることから、大型車両の通行増大などが予想される資材置場、残土置場、倉庫及び事務所等の用途に供する土地利用は禁止します。 ・ 貸付物件の所在地 幾野2丁目2067-10については、交野市が所有・管理するボックスカルバートが埋設されています。交野市と交野市大字郡津財産区の契約による区分地上権の設定につき、土地利用については、ボックスカルバートの維持管理に支障となる建物及び工作物を設置できません。駐車場の通路や道路用地として整備することは可能としますが、今池中央部への管理車両の通行確保のため空地としてください。 ・ 施設の利用者が本件土地以外に違法駐車や違法駐輪をしないよう、必要な対策を講じることとします。 ・ 施設の利用者が本件土地や周辺に必要以上に溜まらないよう、必要な対策を講じることとします。 ・ 施設の利用者が出すゴミが、本件土地外に散乱しないよう、必要な対策を講じることとします。 		

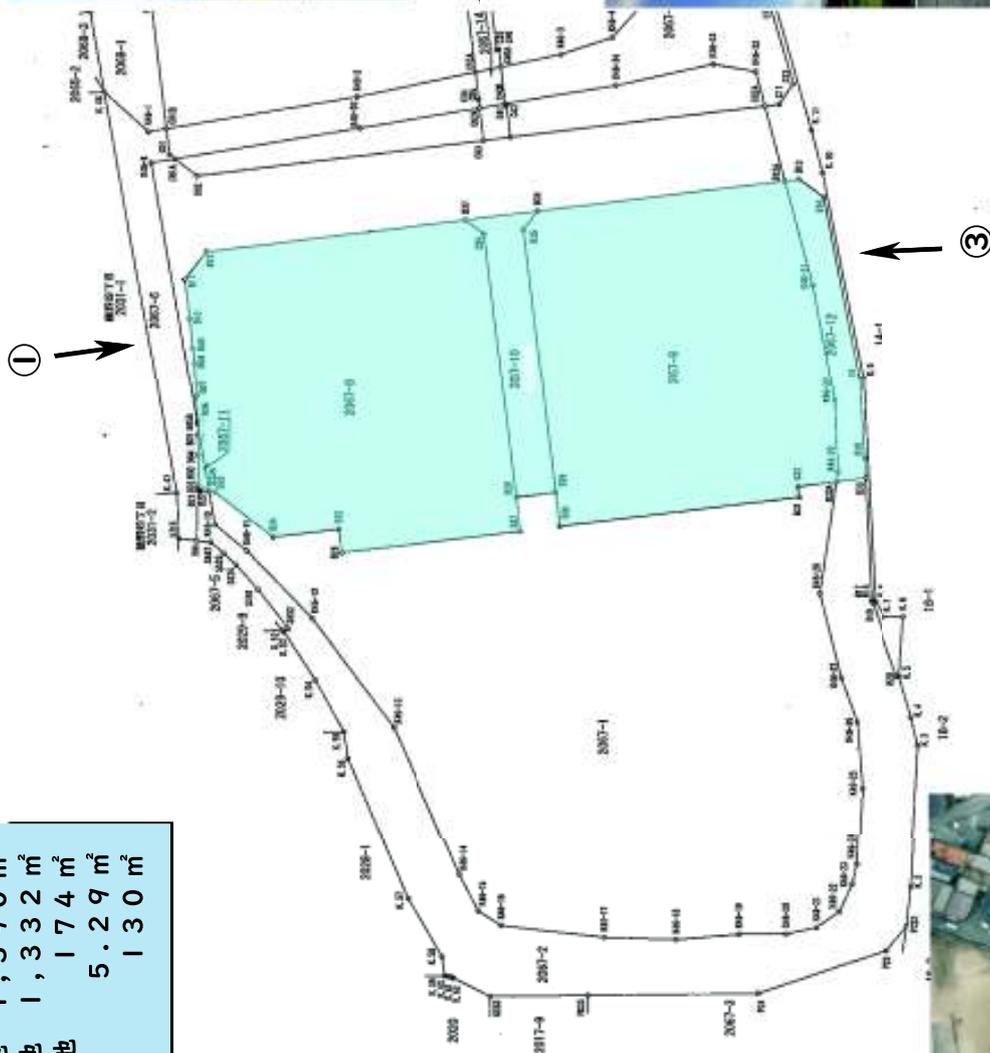
位置图



1 / 5,000

物件所在地

交野市幾野2丁目2067番8	ため池	1,390㎡
2067番9	ため池	1,332㎡
2067番10	ため池	174㎡
2067番11	堤	5.29㎡
2067番12	堤	130㎡



②



③



表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1215001373590
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在 交野市幾野2丁目				余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
2067番8	ため池	1390		2067番1から分筆 〔令和4年3月25日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和58年6月20日 第4137号	所有者 交野市大字郡津財産区 順位1番の登記を転写 令和4年3月25日受付 第10056号



人 間 道

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年7月7日
大阪法務局枚方出張所

登記官

寺野 洋一



表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1215001373591
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在				交野市幾野二丁目	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
2067番9	ため池	1332		2067番1から分筆 〔令和4年3月25日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和58年6月20日 第4137号	所有者 交野市大字郡津財産区 順位1番の登記を転写 令和4年3月25日受付 第10056号



1215001373591

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年7月7日
大阪法務局枚方出張所

登記官

寺野洋一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1215001373592
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	交野市幾野2丁目			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
2067番10	ため池	174		2067番1から分筆 〔令和4年3月25日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和58年6月20日 第4137号	所有者 交野市大字郡津財産区 順位1番の登記を転写 令和4年3月25日受付 第10056号



10000

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年7月7日
大阪法務局枚方出張所

登記官

寺野洋一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1215001373593
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在 交野市幾野2丁目				余白	
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
2067番11	堤	5 29		2067番2から分筆 〔令和4年3月25日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	令和3年1月25日 第1877号	所有者 交野市大字郡津財産区 順位4番の登記を転写 令和4年3月25日受付 第10057号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和5年7月25日
大阪法務局枚方出張所

登記官

寺野 洋一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1215001373594
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	交野市幾野2丁目			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
2067番12	堤	130		2067番2から分筆 〔令和4年3月25日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	令和3年1月25日 第1877号	所有者 交野市大字郡津財産区 順位4番の登記を転写 令和4年3月25日受付 第10057号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年7月25日
大阪法務局枚方出張所

登記官

寺野 洋一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

登記年月日：令和4年3月25日

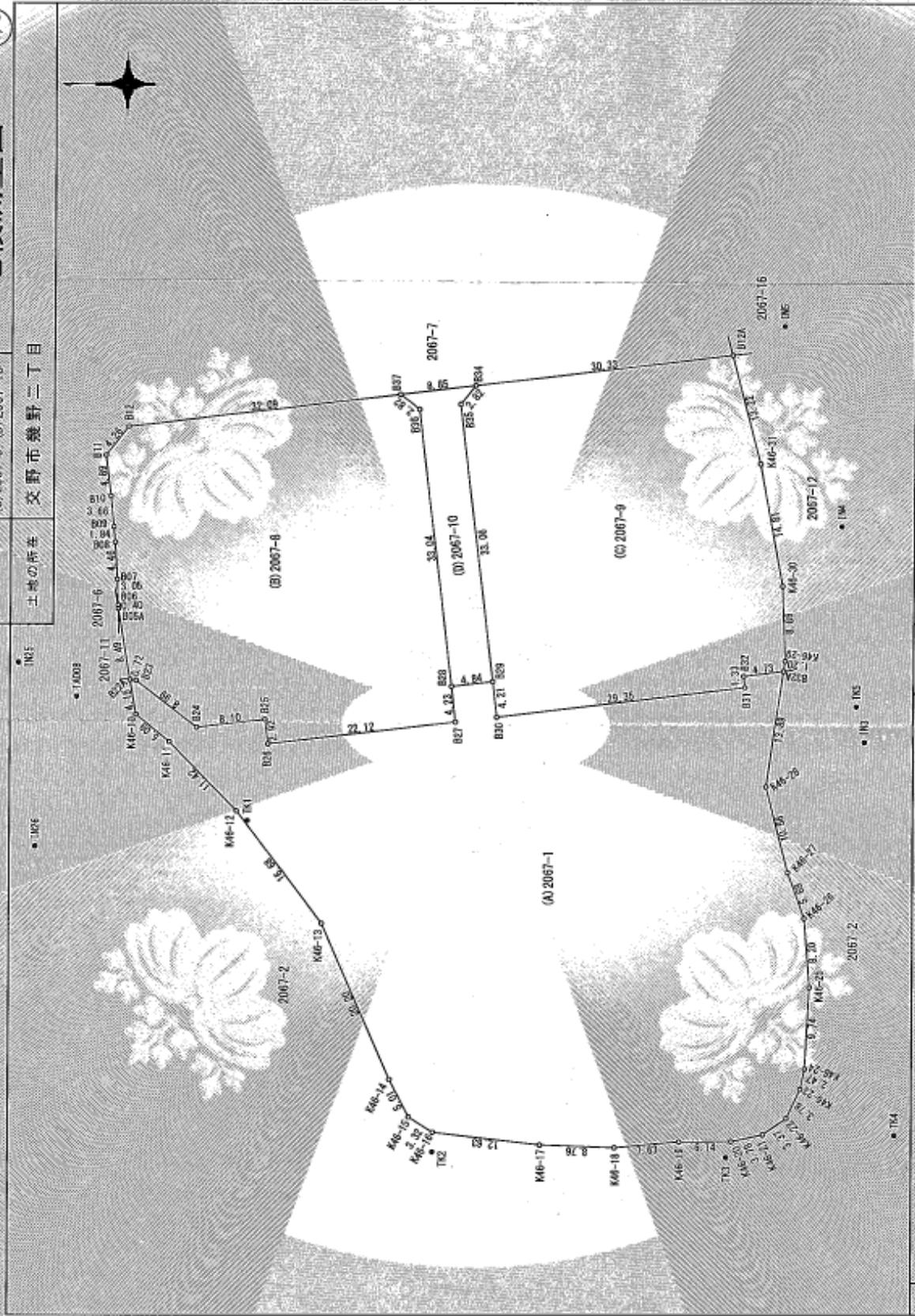
これは図面に記載されている内容と証明した書面である。
令和5年7月7日 大阪法務局枚方出張所

公用

地積測量図

1/3

地番	(A) 2067-1 (B) 2067-8 (C) 2067-9 (D) 2067-10
土地の所在	交野市幾野二丁目



委託者
交野市大字郡津財産区管理者
交野市長 黒田実

(令和4年3月25日作成)

作成者
二地家屋調査士 大阪第2771号 中村真文
大阪府豊川市木田町3番26-105号
土地家屋調査士法人コクド

縮尺
1 / 500

請求番号：27-4

(1/3)

令和5年7月7日 大阪法務局特出課所

公庫

地積測量図

地番 (A)2067-1 (B)2067-8 (C)2067-9 (D)2067-10 交野市幾野二丁目

座標面積求積表

Table with columns: 地番, 座標, X, Y, X-X, Y-Y, Y(X-X), X(Y-Y), 面積, 地積. Includes data for points B22A through B05A and a total area of 1390.84 m².

座標面積求積表

Table with columns: 地番, 座標, X, Y, X-X, Y-Y, Y(X-X), X(Y-Y), 面積, 地積. Includes data for points B22A through B28 and a total area of 7920.97 m².

座標面積求積表

Table with columns: 地番, 座標, X, Y, X-X, Y-Y, Y(X-X), X(Y-Y), 面積, 地積. Includes data for points B29 through B35 and a total area of 1332.84 m².

作成者 土地家屋調査士 大阪第2771号 中村 寛文 (令和4年3月25日作成)

登記簿 交野市大字郡津財産区管理者 交野市長 黒田実

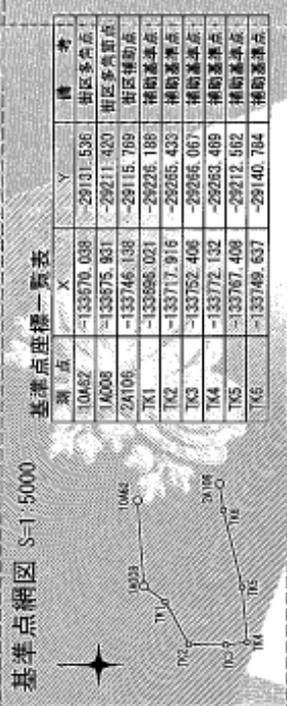
縮尺 1/

令和5年7月7日 大阪法務局枚方出張所 登記官 寺野洋一

地積測量図

3/3

地番 (A)2067-1 (B)2067-8 (C)2067-9 (D)2067-10
 土地の所在 交野市幾野二丁目



基準点座標一覧表

測点	X	Y	備考
10462	-133570.038	-29131.536	街区多角点
16208	-133575.831	-29211.420	街区多角点
28106	-133746.138	-29115.789	街区補助点
7K1	-133696.021	-29226.186	補助基準点
7K2	-133717.916	-29265.433	補助基準点
7K3	-133752.406	-29266.067	補助基準点
7K4	-133772.132	-29212.582	補助基準点
7K5	-133767.409	-29212.582	補助基準点
7K6	-133749.537	-29140.784	補助基準点

参照点座標一覧表

測点	X	Y	標高
IN3	-133788.406	-29216.806	マンホール中心
IN4	-133765.582	-29191.160	変圧機
IN5	-133758.751	-29167.488	マンホール中心
IN25	-133688.104	-29207.456	変圧機
IN26	-133671.176	-29229.265	マンホール中心

参照点距離一覧表

測点	参照点	距離
B22A	IN25	13.200
	IN26	22.641
B32A	IN3	12.748
B34	IN4	18.447
	IN5	46.162
B37	IN4	30.944
	IN5	54.139
	IN5	45.775

測量年月日 令和5年2月28日
 座標系・測心係数 世界測地系・GDA・0.999910

座標面積求積表

地番	(D)2067-10	積	X	Y	X-Y	Y-(X-X)
B28	プレート		-133719.306	-29210.204	2.777	256377.990508
B29	プレート		-133724.713	-29209.644	-0.965	24074.245620
B35	プラスチック板		-133720.781	-29116.817	2.217	-64885.003209
B34	プレート		-133722.486	-29174.591	7.041	-205418.295231
B37	プレート		-133713.710	-29175.655	6.562	-191392.246900
B36	プラスチック板		-133715.936	-29177.400	-6.788	-180491.396400
借地積						345.007208
面積						174.009604
地積						174.00

地番	面積	積
(A)2067-1	2920.919695	m ²
(B)2067-8	1300.847964	m ²
(C)2067-9	1332.847451	m ²
(D)2067-10	174.009604	m ²
合計面積	5818.618785	m ²

作成者 土地区画調査士 大阪第2771号 中村寛文
 大坂府寝屋川市木田町3番26-105号
 土地家屋調査士法人コクド
 交野市大字郡津財産区管理者
 交野市長 黒田実
 解尺 1/

測量者 交野市大字郡津財産区管理者
 交野市長 黒田実

これは図面に記載されている内容を証明した書面である

令和5年7月25日

大蔵法務局地方出務所

登記官

吉野洋一



地積測量図

(A)2067-2 (B)2067-11 (C)2067-12

地番

土地の所在 交野市幾野二丁目

区画面積表

Table with columns: 地番, 面積, X, Y, X-Y, Y-X. Lists area details for lots 854, 855, 856, 857, 858, 859, 860, 861, 862, 863, 864, 865, 866, 867, 868, 869, 870, 871, 872, 873, 874, 875, 876, 877, 878, 879, 880, 881, 882, 883, 884, 885, 886, 887, 888, 889, 890, 891, 892, 893, 894, 895, 896, 897, 898, 899, 900, 901, 902, 903, 904, 905, 906, 907, 908, 909, 910, 911, 912, 913, 914, 915, 916, 917, 918, 919, 920, 921, 922, 923, 924, 925, 926, 927, 928, 929, 930, 931, 932, 933, 934, 935, 936, 937, 938, 939, 940, 941, 942, 943, 944, 945, 946, 947, 948, 949, 950, 951, 952, 953, 954, 955, 956, 957, 958, 959, 960, 961, 962, 963, 964, 965, 966, 967, 968, 969, 970, 971, 972, 973, 974, 975, 976, 977, 978, 979, 980, 981, 982, 983, 984, 985, 986, 987, 988, 989, 990, 991, 992, 993, 994, 995, 996, 997, 998, 999, 1000.

区画面積表

Table with columns: 地番, 面積, X, Y, X-Y, Y-X. Lists area details for lots 1001, 1002, 1003, 1004, 1005, 1006, 1007, 1008, 1009, 1010, 1011, 1012, 1013, 1014, 1015, 1016, 1017, 1018, 1019, 1020, 1021, 1022, 1023, 1024, 1025, 1026, 1027, 1028, 1029, 1030, 1031, 1032, 1033, 1034, 1035, 1036, 1037, 1038, 1039, 1040, 1041, 1042, 1043, 1044, 1045, 1046, 1047, 1048, 1049, 1050, 1051, 1052, 1053, 1054, 1055, 1056, 1057, 1058, 1059, 1060, 1061, 1062, 1063, 1064, 1065, 1066, 1067, 1068, 1069, 1070, 1071, 1072, 1073, 1074, 1075, 1076, 1077, 1078, 1079, 1080, 1081, 1082, 1083, 1084, 1085, 1086, 1087, 1088, 1089, 1090, 1091, 1092, 1093, 1094, 1095, 1096, 1097, 1098, 1099, 1100.

Table with columns: 地番, 面積, X, Y, X-Y, Y-X. Lists area details for lots 1101, 1102, 1103, 1104, 1105, 1106, 1107, 1108, 1109, 1110, 1111, 1112, 1113, 1114, 1115, 1116, 1117, 1118, 1119, 1120, 1121, 1122, 1123, 1124, 1125, 1126, 1127, 1128, 1129, 1130, 1131, 1132, 1133, 1134, 1135, 1136, 1137, 1138, 1139, 1140, 1141, 1142, 1143, 1144, 1145, 1146, 1147, 1148, 1149, 1150, 1151, 1152, 1153, 1154, 1155, 1156, 1157, 1158, 1159, 1160, 1161, 1162, 1163, 1164, 1165, 1166, 1167, 1168, 1169, 1170, 1171, 1172, 1173, 1174, 1175, 1176, 1177, 1178, 1179, 1180, 1181, 1182, 1183, 1184, 1185, 1186, 1187, 1188, 1189, 1190, 1191, 1192, 1193, 1194, 1195, 1196, 1197, 1198, 1199, 1200.

基準点網図 S=1:5000

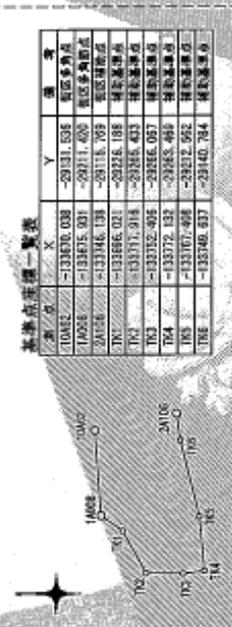


Table with columns: 基準点, X, Y, 距離. Lists benchmark points and their coordinates and distances.

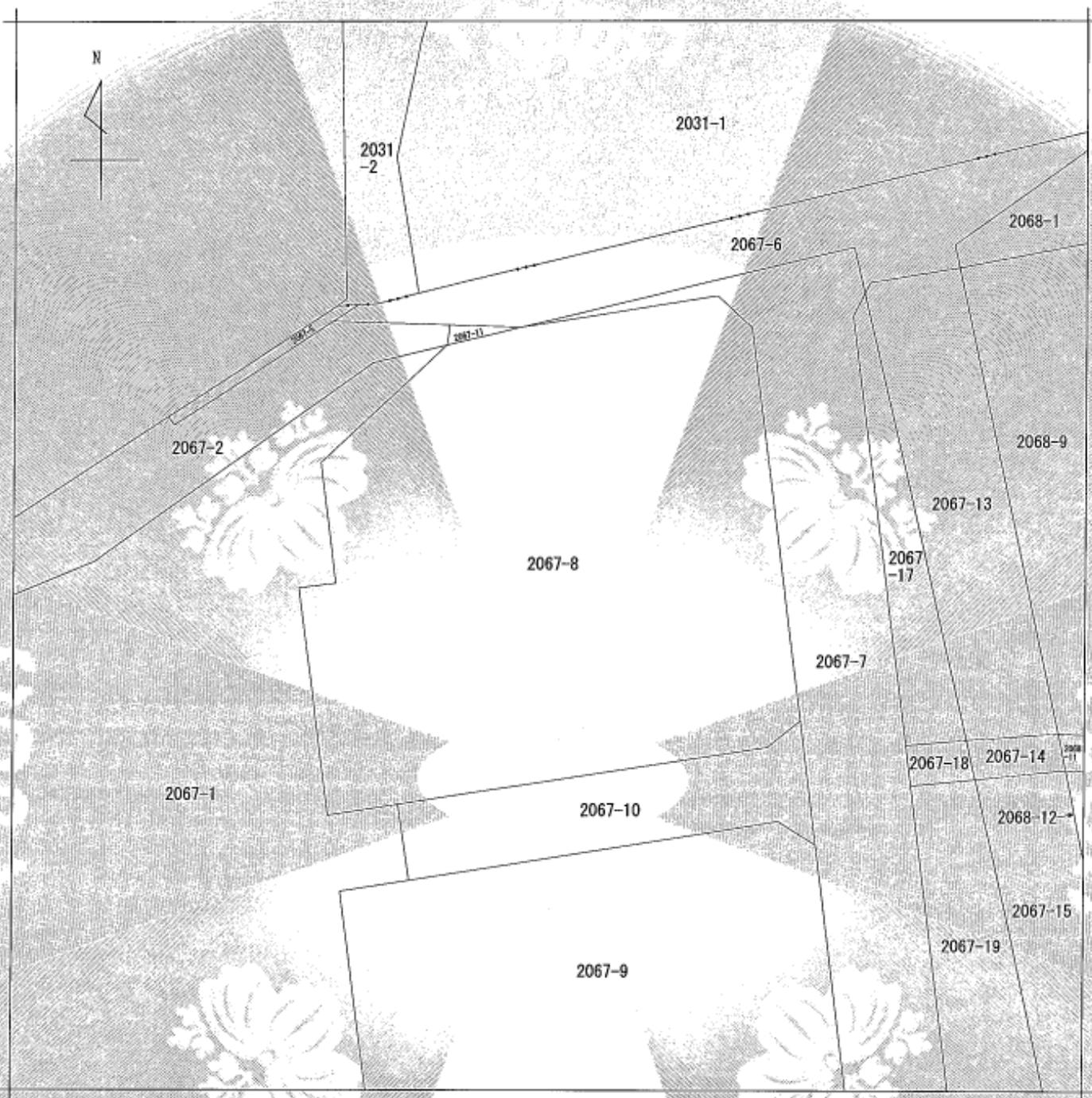
Main table with columns: 地番, 面積, X, Y, X-Y, Y-X. Lists area details for lots 1201, 1202, 1203, 1204, 1205, 1206, 1207, 1208, 1209, 1210, 1211, 1212, 1213, 1214, 1215, 1216, 1217, 1218, 1219, 1220, 1221, 1222, 1223, 1224, 1225, 1226, 1227, 1228, 1229, 1230, 1231, 1232, 1233, 1234, 1235, 1236, 1237, 1238, 1239, 1240, 1241, 1242, 1243, 1244, 1245, 1246, 1247, 1248, 1249, 1250, 1251, 1252, 1253, 1254, 1255, 1256, 1257, 1258, 1259, 1260, 1261, 1262, 1263, 1264, 1265, 1266, 1267, 1268, 1269, 1270, 1271, 1272, 1273, 1274, 1275, 1276, 1277, 1278, 1279, 1280, 1281, 1282, 1283, 1284, 1285, 1286, 1287, 1288, 1289, 1290, 1291, 1292, 1293, 1294, 1295, 1296, 1297, 1298, 1299, 1300.

交野市大字郡津財産区管理者 交野市長 黒田英

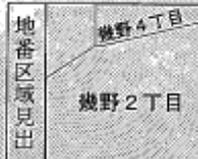
作成者 土地家屋調査士 大阪第2771号 中村寛文

大阪府豊屋川市木田町3番26-105号 土地家屋調査士法人コクワト

令和4年3月25日作成



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	交野市幾野二丁目		地番	2067番8			
出力尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

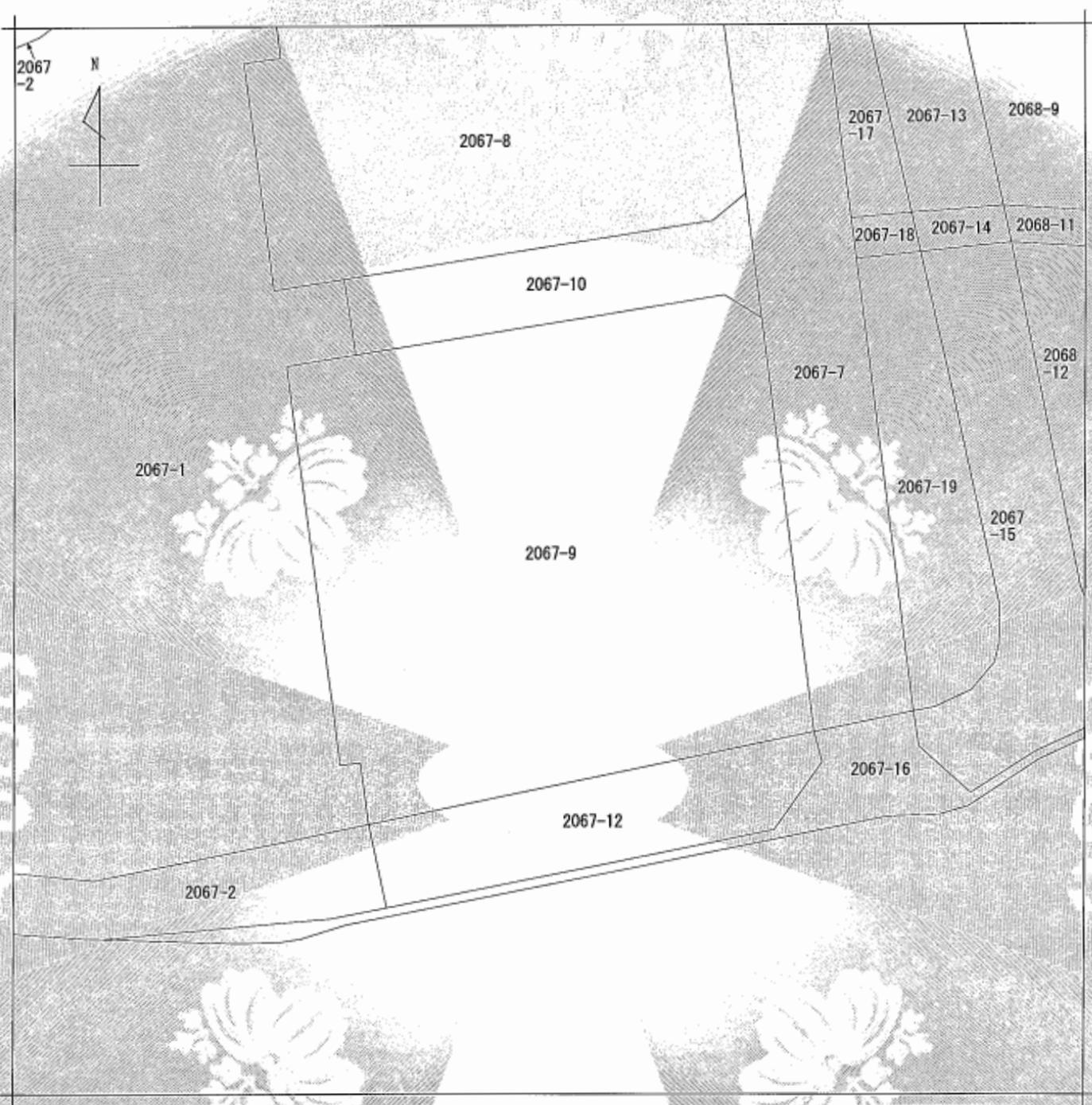
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年12月18日
大阪法務局枚方出張所
登記官

寺野洋一



請求番号：18-1
(1/1)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
幾野2丁目

請求部	所在	交野市幾野二丁目			地番	2067番9		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

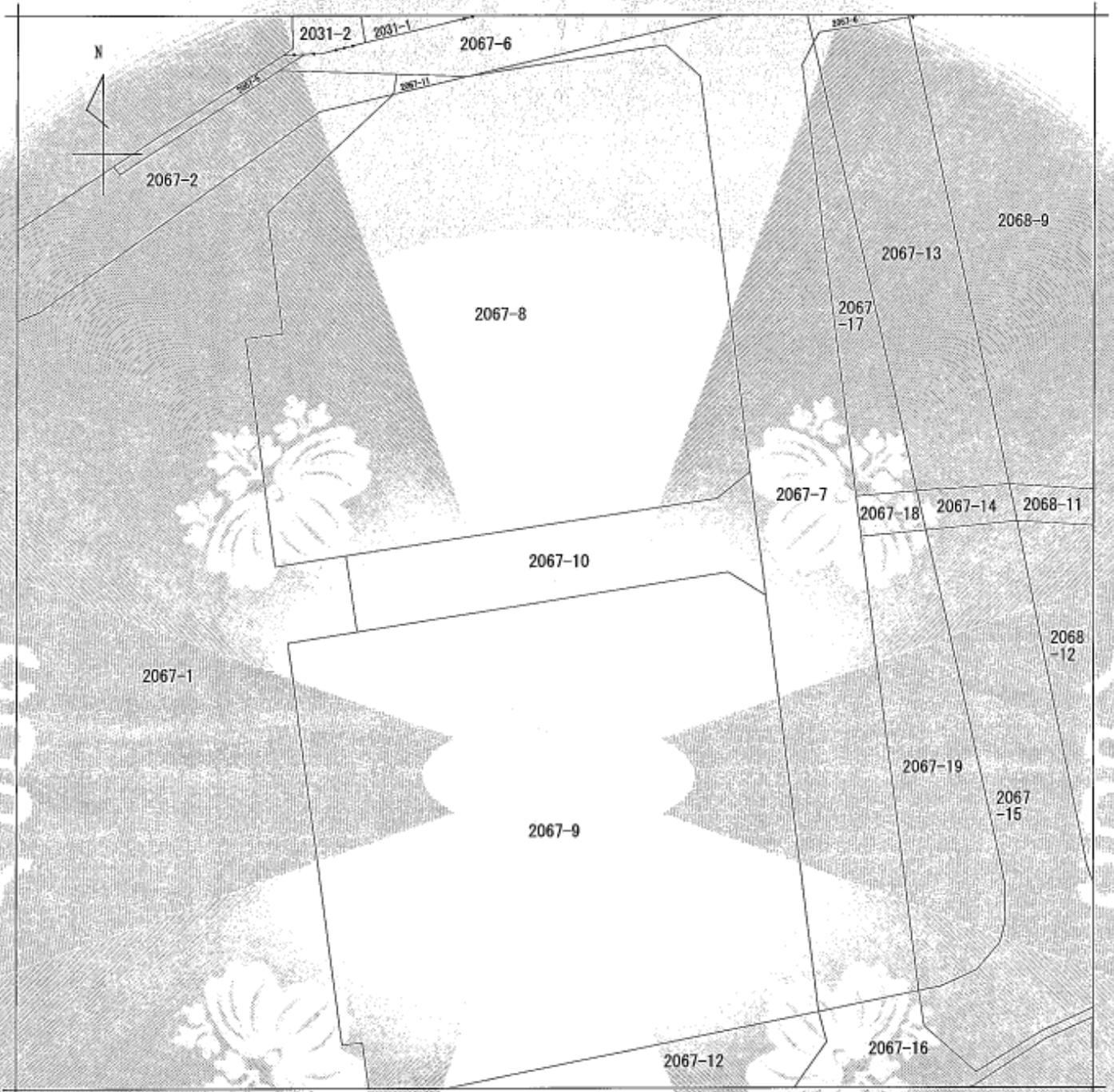
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年12月18日
大阪法務局枚方出張所
登記官

寺野洋一



請求番号：18-2
(1/1)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

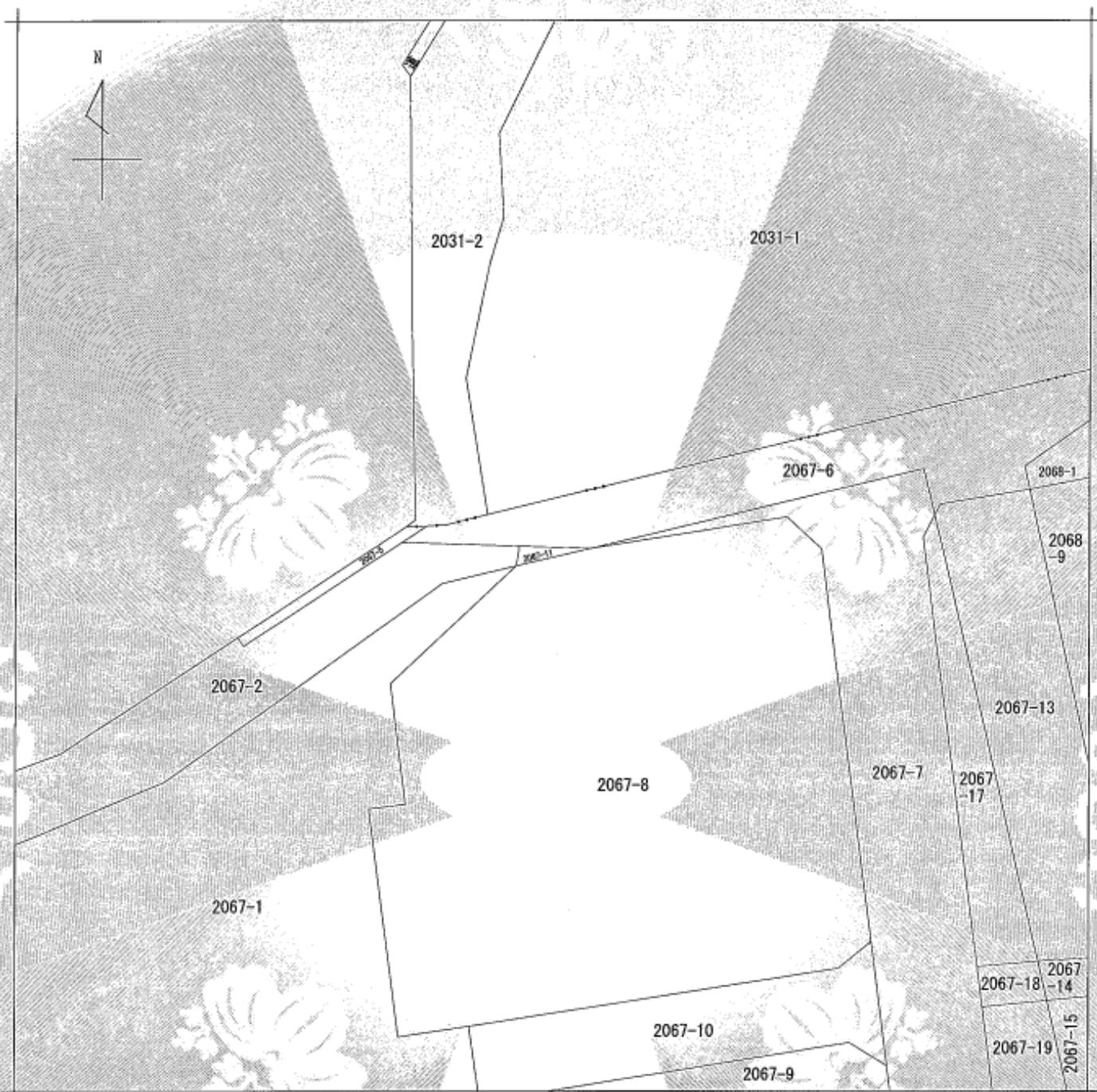
地番区域見出し
 幾野
 4丁目
 幾野2丁目

請求部	所在	交野市幾野2丁目		地番	2067番10			
出力尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年12月18日
 大阪法務局枚方出張所
 登記官

寺野洋一



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番 区域 見出し	幾野 4丁目
	幾野2丁目

請求部	所在	交野市幾野二丁目		地番	2067番11	
出方尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面
作成年月日				備付年月日(原図)		補記事項
						種類 旧土地台帳附属地図

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

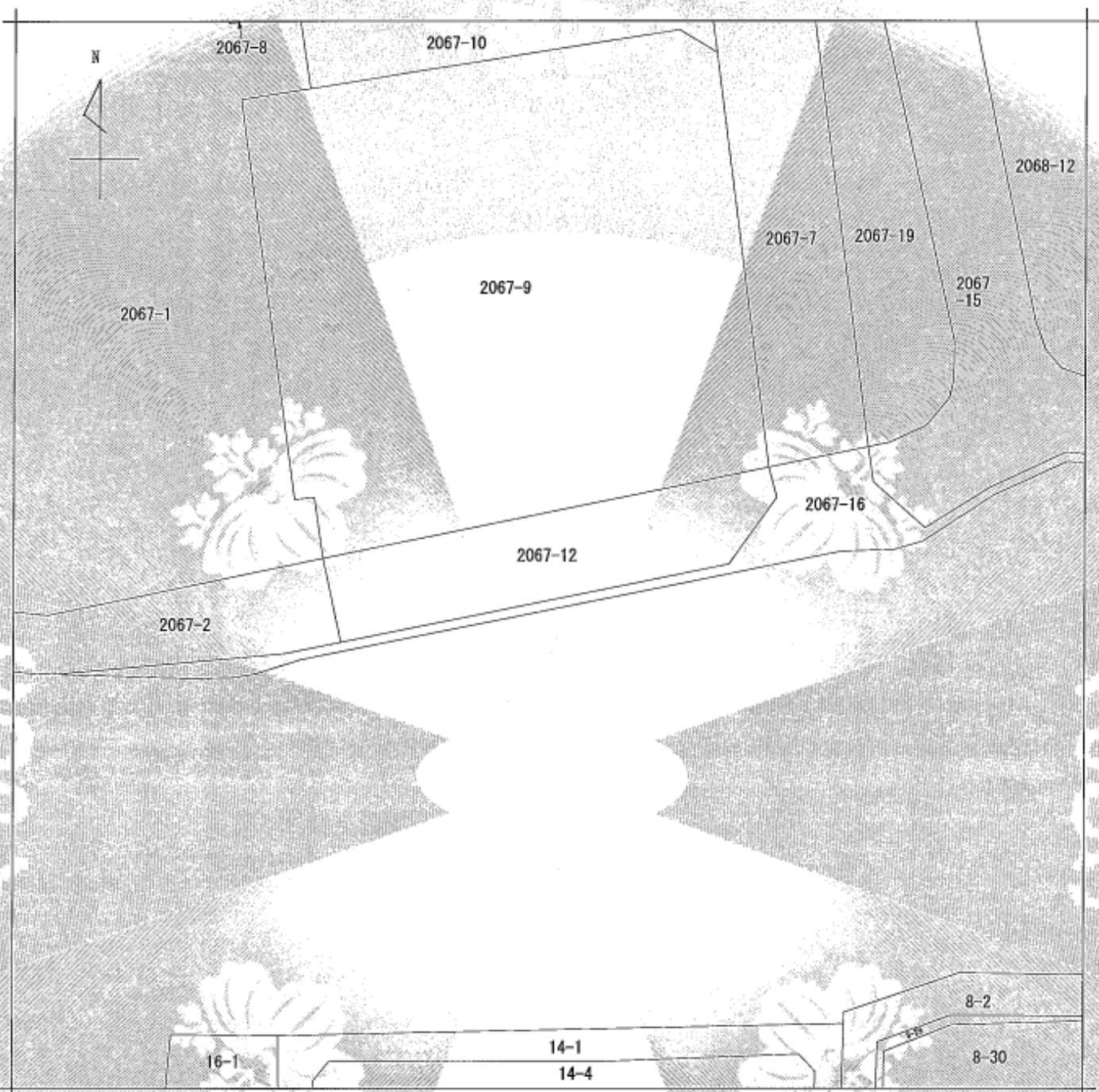
令和6年12月18日
大阪法務局枚方出張所
登記官

寺野洋一



請求番号：18-4
(1/1)

公用



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
幾野2丁目
幾野2丁目

請求部	所在	交野市幾野二丁目			地番	2067番12		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年12月18日
大阪法務局枚方出張所
登記官

寺野洋一



請求番号：18-5
(1/1)

公用